

平成13年10月22日

各関係機関長 様

熊本県病害虫防除所長

病害虫発生予察注意報の発令について（送付）

このことについて、平成13年度病害虫発生予察注意報第4号を発表したので送付します。

注意報

平成13年度病害虫発生予察注意報第4号

平成13年10月22日

熊本県病害虫防除所長

農作物名 野菜・花き類

病害虫名 [オオタバコガ](#)

1 予報内容

- 発生地域 県下全域
- 発生時期 10月下旬以降
- 発生程度 多

2 注意報発令の根拠

- フェロモントラップによる誘殺数は、合志町では平年及び昨年に比べかなり多く推移しており、鏡町でも9月以降は昨年に比べ多く推移している。（第1図）。
- 10月中旬の巡回調査では、主要なトマト産地で被害を確認しており、その他の地域でも被害が認められている。
- 本虫は例年10月まで連続的にフェロモントラップへの誘殺が確認される。今後の気象は、気温は平年より高いと予想されていることから（平成13年10月12日付、福岡管区气象台発表）、今後も成虫の飛来が続くと考えられる。
- 本年7月～10月第3半旬までの気象の推移は（第2図）、過去に本虫の発生量が多く被害が問題となったH10年の気象と類似しており、冬春作野菜や花き類での被害の拡大や長期化が懸念される。

3 防除上注意すべき事項

- (1) 本虫は連続的に発生するため、圃場内をよく観察し早期発見に努める。
- (2) 老齢幼虫になると薬剤による防除効果が低下するため、早期発見に努め、若令幼虫期に防除を徹底する。
- (3) 果菜類では、被害果の早期摘果と処分はその後の発生を抑制するのに有効である。
また、摘芯した腋芽や花蕾、摘果した果実等は、本虫の卵や幼虫がついている場合もあるため、ほ場内や周辺に放置しない。
- (4) 施設栽培では施設開口部を寒冷紗で被覆し、成虫の侵入を防ぐ。
- (5) 使用薬剤は、県または地域の防除基準に従い、使用基準を遵守して農薬の安全使用に努める。